**令和５年度　指定（介護予防）通所リハビリテーション**

**自己点検票（介護老人保健施設を除く）**

**福祉局 指導監査部 指導第一課**

|  |
| --- |
| **記入上の注意**  **１　点検内容の記入について**  下記の分類により、該当する欄（□内）にチェックしてください。  「はい」：事項の内容を満たしている又は行っている  「いいえ」：事項の内容を満たしていない又は行っていない  「該当なし」：該当するものがない又は前提となる事実がない等  **２　本文中の表記について**  ○指定通所リハビリテーションについて  「居宅条例」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年１０月１１日付条例第１１１号）  「居宅規則」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則  （平成２４年１０月１１日付規則第１４１号）  「条例施行要領」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領  （平成２５年３月２９日付２４福保高介第１８８２号）  「算定基準」：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日付厚生省告示第１９号）  「算定通知」：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成１２年３月１日付老企第３６号）  ○指定介護予防通所リハビリテーションについて  「予防条例」：東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２４年１０月１１日付条例第１１２号）  「予防規則」：東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」（平成２４年１０月１１日付規則第１４２号）  「条例施行要領」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領  （平成２５年３月２９日付２４福保高介第１８８２号）  「算定基準」：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日付厚生労働省告示第１２７号）  「算定通知」：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成１８年３月１７日付老計発第０３１７００１号・老振発第０３１７００１号・老老発第０３１７００１号）  ○共通  「告示第27号」：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法  （平成１２年２月１０日付厚生省告示第２７号） |

**１　指定通所リハビリテーション**

| 項　　　目  （根拠法令等） | 確　　認　　事　　項 | はい | いいえ | 該当  　なし |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **基本方針** | | | | |
| 基本方針  居宅条例第１３５条 | 利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図っているか。 |  |  |  |
| **人員に関する基準** | | | | |
| 従業者の配置の基準  居宅条例第１３６条  居宅規則第２８条  条例施行要領第三の七の１ | 共　通　事　項 | | | |
| １　単位を設定する際、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションを１単位としているか。 |  |  |  |
| ２　次のような場合は、２単位としているか。  ① 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合  ② 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合 |  |  |  |
| ３　従事者１人が１日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは、２単位までとしているか。（ただし、１時間から２時間までの通所リハビリテーションについては０．５単位として扱う。） |  |  |  |
| ４　７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置しているか。 |  |  |  |
| 指定通所リハビリテーションの事業者が病院の場合 | | | |
| １　医師について、専任の常勤医師が１人以上勤務しているか。 |  |  |  |
| ２　単位ごとにサービス提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を、利用者の数が１０人以下の場合は１以上、利用者の数が１０人を超える場合は、利用者の数を１０で除した数以上置いているか。 |  |  |  |
| ３　上記２に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が１００又はその端数を増すごとに１以上置いているか。 |  |  |  |
| ４　上記３に掲げる人員のうち、所要時間１時間から２時間の指定通所リハビリテーションを行う場合、理学療法士等として計算できるのは定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師であるが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 指定通所リハビリテーションの事業所が診療所の場合 | | | |
| １　医師について、利用者数が同時に１０人を超える場合にあっては、専任の常勤医師が１人以上勤務しているか。 |  |  |  |
| ２　医師について、利用者数が同時に１０人以下の場合にあっては、以下の要件に適合しているか。  ① 専任の医師が１人勤務していること。  ② 利用者数は、専任の医師１人に対し１日４８人以内であること。 |  |  |  |
| 従業者の配置の基準  居宅条例第１３６条  居宅規則第２８条  条例施行要領第三の七の１ | ３　単位ごとにサービス提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を、利用者の数が１０人以下の場合は１以上、利用者の数が１０人を超える場合は、利用者の数を１０で除した数以上置いているか。 |  |  |  |
| ４　上記３に掲げる人員のうち専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに１年以上従事した経験を有する看護師を、常勤換算方法で０．１以上置いているか。 |  |  |  |
| ５　上記４に掲げる人員のうち、所要時間１時間から２時間のリハビリテーションを行う場合、理学療法士等として計算できるのは定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師であるが、遵守しているか。 |  |  |  |
| **設備に関する基準** | | | | |
| 設　備  居宅条例第１３７条  居宅規則第２９条  条例施行要領第三の七の２ | １　指定通所リハビリテーションの提供に適した専用の部屋等であって、３平方メートルに利用定員を乗じた面積以上の面積を有しているか。 |  |  |  |
| ２　指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えているか。 |  |  |  |
| ３　医療保険の脳血管リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っている保険医療機関において、１時間以上２時間未満の指定通所リハビリテーションを実施する際に必要なスペースは、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、３平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者数（同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数との合計）を乗じた面積以上であるか。 |  |  |  |
| ４　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。 |  |  |  |
| **運営に関する基準** | | | | |
| 管理者等の責務  居宅条例第１３８条  条例施行要領第三の七の３(１) | １　管理者は、必要な管理の代行をさせる場合、医師、理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任しているか。 |  |  |  |
| ２　管理者又は管理を代行する者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。 |  |  |  |
| 運営規程  居宅条例第１３９条  条例施行要領第三の七の３（２） | 各指定通所リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 |  |  |  |
| ① 事業の目的及び運営の方針 |  |  |  |
| ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 |  |  |  |
| ③ 営業日及び営業時間 |  |  |  |
| ④ 指定通所リハビリテーションの利用定員 |  |  |  |
| ⑤ 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 |  |  |  |
| ⑥ 通常の事業の実施地域 |  |  |  |
| ⑦ 指定通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項 |  |  |  |
| ⑧ 非常災害対策 |  |  |  |
| ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |  |
| ⑩ その他運営に関する重要事項 |  |  |  |
| 勤務体制の確保等  居宅条例第１４５条  （第１０３条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の六の３(２)を参照） | １　利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することができるよう各事業所において、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務体制を定めているか。 |  |  |  |
| ２　各指定通所リハビリテーション事業所において、当該事業所の従業者によって、指定通所リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| ３　従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。 |  |  |  |
| ４　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して認知所介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ５　セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| 業務継続計画の策定等  居宅条例第１４５条  （第１１条の２準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(7)を参照） | １　業務継続計画を策定しているか。 |  |  |  |
| ２　業務継続計画を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 |  |  |  |
| ３　業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更を行っているか。 |  |  |  |
| 内容及び手続の  説明及び同意  居宅条例第１４５条  （第１２条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(8)を参照） | １　指定通所リハビリテーションの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記~~載~~した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行っているか。 |  |  |  |
| ２　サービスの内容及び利用料金等について利用者又はその家族の同意を書面によって確認しているか。 |  |  |  |
| ３　重要事項説明書には利用者又はその家族の署名・捺印を受けているか。 |  |  |  |
| ４　重要事項説明書には次の内容が記載されており、その内容はわかりやすいものとなっているか。 |  |  |  |
| ① 運営規程の概要 |  |  |  |
| ② 通所リハビリテーション従業者の勤務体制 |  |  |  |
| ③ 事故発生時の対応 |  |  |  |
| ④ 苦情処理の体制 |  |  |  |
| ⑤ その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項 |  |  |  |
| 提供拒否の禁止  居宅条例第１４５条  （第１３条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(9)を参照） | 正当な理由なく、指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| サービス提供困難時の対応  居宅条例第１４５条  （第１４条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(10)を参照）） | 自ら必要な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。 |  |  |  |
| 受給資格等の確認  居宅条例第１４５条  （第１５条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(11)を参照） | １　利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 |  |  |  |
| ２　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供するよう努めているか。 |  |  |  |
| 要介護認定の申請に係る  援助  居宅条例第１４５条  （第１６条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(12)を参照） | １　利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか確認しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者が要介護認定を申請していない場合は、速やかに必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| ３　要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 心身の状況、病歴等の把握  居宅条例第１４５条  （第１７条準用） | 指定通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 |  |  |  |
| 居宅介護支援事業者等との連携  居宅条例第１４５条  （第６９条準用） | １　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  |
| ２　指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  |
| 法定代理受領サ―ビスの提供を受けるための援助  居宅条例第１４５条  （第19条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(13)を参照）） | 指定通所リハビリテーションの提供の開始に際しては、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件に該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供  居宅条例第１４５条  （第２０条準用） | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| 居宅サービス計画等の変更の援助  居宅条例第１４５条  （第２１条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(14)を参照） | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| サービスの提供の記録  居宅条例第１４５条  （第２３条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(16)を参照） | １　指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日、具体的な内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。 |  |  |  |
| 利用料等の受領  及び領収証の交付  利用料等の受領  及び領収証の交付  居宅条例第１４５条  （１０４条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の六の３(３) を参照）  介護保険法第４１条第８項  介護保険法施行規則第６５条 | １　利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 |  |  |  |
| ２　法定代理受領サービスに該当する場合とそれ以外との場合で利用料に不合理な差額を生じさせてはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ３　利用料の他に、次の費用の額の支払を受けているか。 |  |  |  |
| ① 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用 |  |  |  |
| ② 指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 |  |  |  |
| ③ 食事の提供に要する費用 |  |  |  |
| ④ おむつ代 |  |  |  |
| ⑤ ①から④以外で、指定通所リハビリテーションとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの |  |  |  |
| ４　上記３の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。 |  |  |  |
| ５　利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 |  |  |  |
| ６　領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 |  |  |  |
| 保険給付の申請に必要となる証明書の交付  居宅条例第１４５条  （第２５条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(18)を参照） | 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、サービス提供証明書の交付を行っているか。 |  |  |  |
| 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針  居宅条例第１４０条 | １　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。 |  |  |  |
| ２　事業者は、提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図っているか。 |  |  |  |
| 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針  居宅条例第１４１条  条例施行要領第三の七の３(３) | １　医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行っているか。 |  |  |  |
| ２　利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行っているか。 |  |  |  |
| ３　常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供しているか。  　　特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応した指定通所リハビリテーションの提供ができる体制を整えているか。 |  |  |  |
| ４　リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。 |  |  |  |
| 通所リハビリテーション計画の作成  居宅条例１４２条  条例施行要領第三の七の３(３)  通所リハビリテーション計画の作成  居宅条例１４２条  条例施行要領第三の七の３(３) | １　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能若しくは作業能力に係る検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、通所リハビリテーションの目標、通所リハビリテーション計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ２　通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 |  |  |  |
| ３　通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ているか。 |  |  |  |
| ４　通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 |  |  |  |
| ５　通所リハビリテーション計画を作成した際には、利用者又はその家族に交付しているか。 |  |  |  |
| ６　通所リハビリテーション計画に従った指定通所リハビリテーションの実施状況及びその評価を診療記録に記載しているか。 |  |  |  |
| ７　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、居宅条例第86条第１項から第３項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、居宅条例第142条第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができると定められているが遵守しているか。 |  |  |  |
| 利用者に関する区市町村への通知  居宅条例第１４５条  （第３０条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(21)を参照） | 利用者が正当な理由なく、指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に報告しているか。 |  |  |  |
| 緊急時等の対応  居宅条例第１４５条  （第３１条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(22)を参照） | 指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| 定員の遵守  居宅条例第１４５条  （第１０８条準用） | 利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行ってはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 非常災害対策  居宅条例第１４５条  （第１１０条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の六の３(７)を参照） | １　非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知しているか。 |  |  |  |
| ２　定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 |  |  |  |
| ３　訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。 |  |  |  |
| 衛生管理等  居宅条例第１４３条  条例施行要領第三の七の３(４) | １　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 |  |  |  |
| ２　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会をおおむね６月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知しているか。 |  |  |  |
| ３　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定めているか。 |  |  |  |
| ４　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を行っているか。 |  |  |  |
| 掲示  居宅条例第１４５条  （第３３条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(24)を参照） | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は事業所に備え付けることにより、自由に閲覧できるようにしているか。 |  |  |  |
| 秘密保持等  秘密保持等  居宅条例第１４５条  （第３４条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(25)を参照） | １　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ２　従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 |  |  |  |
| 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止  居宅条例第１４５条  （第３６条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(27)を参照） | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 苦情処理  居宅条例第１４５条  （第３７条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(28)を参照） | １　利用者及びその家族からの指定通所リハビリテーションに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。  　　苦情受付担当（責任）者、職・氏名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ２　上記１の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の受付日、苦情内容等について記録をしているか。 |  |  |  |
| ３　令和３年度において、苦情があった場合、どのような内容であったか。（具体的に記入してください。） | | | |
| ４　上記の苦情に対してどのように対応したのか。（具体的に記入してください。） | | | |
| ５　利用者からの苦情に関して、区市町村及び国保連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。 |  |  |  |
| 地域との連携等  居宅条例第１４５条  （第３８条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(29)を参照） | １　事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 |  |  |  |
| ２　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所リハビリテーションの提供を行うよう努めているか。 |  |  |  |
| 事故発生時の対応  居宅条例第１４５条  （第３９条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(30)を参照） | １　指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ２　事故が発生した場合の対応方法を定め、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 |  |  |  |
| ３　指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なっているか。 |  |  |  |
| ４　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。 |  |  |  |
| 虐待の防止  居宅条例第１４５条  （第３９条の２準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(31)を参照） | １　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知しているか。 |  |  |  |
| ２　虐待の防止のための指針を定めているか。 |  |  |  |
| ３　従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施しているか。 |  |  |  |
| ４　上記１から３までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 |  |  |  |
| 会計の区分  居宅条例第１４５条  （第４０条準用）  条例施行要領第三の七の３(６)  （第三の一の３(32)を参照） | 指定通所リハビリテーションにおいて経理を区分するととともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 |  |  |  |
| 記録の整備  居宅条例第１４４条  条例施行要領第三の七の３(５) | １　従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 |  |  |  |
| ２　以下の記録を整備し、利用者の契約終了の日から２年間保存しているか。 |  |  |  |
| ① 通所リハビリテーション計画 |  |  |  |
| ② サービスの具体的な内容等の記録 |  |  |  |
| ③ 区市町村への通知に係る記録 |  |  |  |
| ④ 苦情の内容等の記録 |  |  |  |
| ⑤ 事故の状況及び処置についての記録 |  |  |  |
| 変更の届出等  介護保険法第７５条  介護保険法施行規則第131条 | １　指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、１０日以内にその旨を届け出ているか。 |  |  |  |
| ２　下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 |  |  |  |
| ① 事業所の名称及び所在地 |  |  |  |
| ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日及び住所 |  |  |  |
| ③ 申請者の登記簿の謄本又は条例等 |  |  |  |
| ④ 事業所の種別（病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別） |  |  |  |
| ⑤ 事業所の平面図及び設備の概要 |  |  |  |
| ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 |  |  |  |
| ⑦ 運営規定 |  |  |  |
| **介護給付費の算定** | | | | |
| 費用額の算定  算定基準 別表７イ、ロ、ハ  算定基準一・二 | １　厚生労働大臣が定める施設基準（厚労省告示第9６号）に定められた施設基準に応じて、通常規模型通所リハビリテーション費、大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）、大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）のいずれかを算定しているか。 |  |  |  |
| ２　算定基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」の所定単位数に、地域区分による１単位の単価を乗じて算定されているか。 |  |  |  |
| ３　地域区分は適切であるか。  （１級地：11.10、２級地：10.88、３級地：10.83、４級地：10.66、５級地：10.55、  ６級地：10.33、７級地：10.17、その他：10.00） |  |  |  |
| 端数処理  算定基準三 | 上記の費用の額に１円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算しているか。 |  |  |  |
| 通所リハビリテーション費  算定基準 別表７注１  告示第27号　２  算定通知 第２の８（１）・（２）・（８）・（９）・（２５）・（２６）・  （３１）  通所リハビリテーション費  算定基準 別表７注１  告示第27号　２  算定通知 第２の８（１）・（２）・（８）・（９）・（２５）・（２６）・  （３１） | １　所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置づけられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間によることとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ２　指定通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ３　送迎時に実施した居宅内での介助等（電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等）に要する時間は、次の①②の要件を満たす場合、１日30分以内を限度として、通所リハビリテーションを行うのに要する時間に含めることができると定められているが遵守しているか。  　①　居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実地する場合  　②　送迎時に居宅内の介助等を行う者が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む。）又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が３年以上の介護職員である場合 |  |  |  |
| ４　当日の利用者の心身の状況から、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定するとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ５　１時間以上２時間未満の通所リハビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ６　災害時等の取扱いについて、算定通知第２の７（５）を遵守しているか。 |  |  |  |
| ７　平均利用延人員数の取扱いについて、算定通知第２の８（8）を遵守しているか。 |  |  |  |
| ８　利用者の状態に応じ、個別にリハビリテーションを実施しているか。 |  |  |  |
| ９　リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者、加算の算定に当たって根拠となった書類等）は利用者ごとに保管され、従業者により閲覧が可能であるか。 |  |  |  |
| 10　当該事業所の医師により理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加え、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうち、いずれか１以上の指示を行っているか。 |  |  |  |
| 11　前項において、指示を行った医師または指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指示に基づき行った内容を明確に記録しているか。 |  |  |  |
| 12　通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し必要に応じて見直しているか。初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始から概ね２週間以内に、その後は概ね３月ごとに行っているか。 |  |  |  |
| 13　当該事業所の医師が、利用者に対して3月以上の継続利用について必要と判断する場合には、計画書に継続利用が必要な理由、具体的な終了の目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行っているか。 |  |  |  |
| 14　新規にリハビリテーション計画を作成した利用者に対して、事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画に従いリハビリテーションを開始した日から１月以内に、利用者宅を訪問し診療、運動機能検査、作業能力検査を行うよう努めているか。 |  |  |  |
| 15　介護支援専門員を通じて、訪問介護等の居宅サービス従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。 |  |  |  |
| 16　利用者の数が運営規程に定められている利用定員を超えた場合、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数の100分の70を算定するとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 17　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数について、人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数の100分の70を算定するとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 18　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数について、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数の100分の70を算定するとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 感染症等を理由とした利用者数の減少に対する取扱い（3％加算）  算定基準 別表７注２  算定通知 第２の８（３） | 感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じた場合の加算の算定について適正に行っているか。 |  |  |  |
| 理学療法士等体制強化加算  算定基準 別表７注３  算定通知 第２の８（４） | 所要時間１時間以上２時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合に、指定居宅サービス基準第１１１条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で２名以上配置している事業所について、１日につき所定単位数に加算しているか。（３０単位／日） |  |  |  |
| 延長加算  算定基準 別表７注４  算定通知 第２の８（５） | 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が８時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ① ８時間以上９時間未満の場合　　　　　　　５０単位  ② ９時間以上１０時間未満の場合　　　　　１００単位  ③ １０時間以上１１時間未満の場合　　　　１５０単位  ④ １１時間以上１２時間未満の場合　　　　２００単位  ⑤ １２時間以上１３時間未満の場合　　　　２５０単位  ⑥ １３時間以上１４時間未満の場合　　　　３００単位 |  |  |  |
| リハビリテーション提供体制加算  リハビリテーション提供体制加算  算定基準 別表７注５  算定通知 第２の８（６） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準によるリハビリテーションを行った場合は、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ① 所要時間３時間以上４時間未満の場合 　　１２単位  ② 所要時間４時間以上５時間未満の場合　　　１６単位  ③ 所要時間５時間以上６時間未満の場合　　　２０単位  ④ 所要時間６時間以上７時間未満の場合　　　２４単位  ⑤ 所要時間７時間以上の場合　　　　　　　　２８単位 |  |  |  |
| 入浴介助加算  算定基準 別表７注７  算定通知 第２の８（１０） | 入浴介助加算（Ⅰ）の算定について | | | |
| 入浴介助を適切に行うことができる入浴設備を有して行われる入浴介助を行った場合に、１日につき４０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 入浴介助加算（Ⅱ）の算定について | | | |
| 次に掲げるいずれの基準にも適合する入浴介助を行った場合に、1日につき６０単位を所定単位数に加算しているか。  ①　入浴介助を適切に行うことができる入浴設備を有していること。  ②　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所等の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。  ③　当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。  ④　③の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。 |  |  |  |
| リハビリテーションマネジメント加算  算定基準 別表７注８  算定通知 第２の８（１１）  リハビリテーションマネジメント加算  算定基準 別表７注８  算定通知 第２の８（１１）  リハビリテーションマネジメント加算  算定基準 別表７注８  算定通知 第２の８（１１） | リハビリテーションマネジメント加算（A）イの算定について | | | |
| １　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合に、１月につき５６０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合に、１月につき２４０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ３　指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っているか。 |  |  |  |
| ４　上記３おける指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が上記３に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録しているか。 |  |  |  |
| ５　リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録しているか。 |  |  |  |
| ６　通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告しているか。 |  |  |  |
| ７　通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては１月に１回以上、６月を超えた場合にあっては３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直しているか。 |  |  |  |
| ８　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っているか。 |  |  |  |
| ９　以下のいずれかに適合しているか。  ①　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。  ②　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 |  |  |  |
| 10　上記３から９までに掲げる基準に適合することを確認し、記録しているか。 |  |  |  |
| リハビリテーションマネジメント加算（A）ロの算定について | | | |
| １　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合に、１月につき５９３単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合に、１月につき２７３単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ３　リハビリテーションマネジメント加算(A)イ（３から１０まで）の要件を満たしているか。 |  |  |  |
| ４　指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たっては提出情報及びフィードバック情報を活用しているか。 |  |  |  |
| リハビリテーションマネジメント加算（B）イの算定について | | | |
| １　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合に、１月につき８３０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合に、１月につき５１０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ３　指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか１以上の指示を行っているか。 |  |  |  |
| ４　上記３における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が上記３に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録しているか。 |  |  |  |
| ５　リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録しているか。 |  |  |  |
| ６　通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の場合にあっては１月に１回以上、６月を超えた場合にあっては３月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直しているか。 |  |  |  |
| ７　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っているか。 |  |  |  |
| ８　以下のいずれかに適合しているか。  ①　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。  ②　指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 |  |  |  |
| ９　通所リハビリテーション計画について、当該指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 |  |  |  |
| 10　上記３から９までに掲げる基準に適合することを確認し、記録しているか。 |  |  |  |
| リハビリテーションマネジメント加算（B）ロの算定について | | | |
| １　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合に、１月につき８６３単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合に、１月につき５４３単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ３　リハビリテーションマネジメント加算(Ｂ)イ（３から１０まで）の要件を満たしているか。 |  |  |  |
| ４　指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たっては提出情報及びフィードバック情報を活用しているか。 |  |  |  |
| 短期集中個別リハビリテーション実施加算  算定基準 別表７注９  算定通知 第２の８（１２） | １　退院（所）日又は認定日から起算して３月以内の期間に、１週につきおおむね２日以上、１日当たり４０分以上の個別リハビリテーションを行っているか。（１１０単位／日） |  |  |  |
| ２　認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定していないか。 |  |  |  |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算  認知症短期集中リハビリテーション実施加算  算定基準 別表７注１０  算定通知 第２の８（１３） | 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）の算定について | | | |
| １　認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がその退院（所）日又は通所開始日から起算して３月以内の期間に、１週に２日を限度として、２０分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合は、１日につき  ２４０単位を加算しているか。 |  |  |  |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）の算定について | | | |
| １　認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して３月以内の期間に、個別又は集団によるリハビリテーションを、１月に４回以上実施した場合に、１月につき  １，９２０単位を加算しているか。 |  |  |  |
| ２　リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施しているか。 |  |  |  |
| ３　通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(A)イ又はロ若しくは(B)イ又はロのいずれかを算定しているか。 |  |  |  |
| ４　通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、認知症を有する利用者の生活環境に対応したサービス提供ができる体制を整える必要があることから、利用者の生活環境をあらかじめ把握するため、当該利用者の居宅を訪問しているか。 |  |  |  |
| ５　リハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達しているか。(なお、居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意すること。) |  |  |  |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定の共通事項について | | | |
| １　認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力を最大限に活かしながら、利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施しているか。 |  |  |  |
| ２　対象となる利用者は、ＭＭＳＥ（Mini Mental State Examination）又はＨＤＳ－Ｒ（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）においておおむね５点～２５点に相当するものであるか。 |  |  |  |
| ３　利用者が過去３月の間に、当該加算を算定していない場合に限り算定しているか。 |  |  |  |
| ４　認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合、もう一方の加算を算定していないか。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定していないか。 |  |  |  |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算  算定基準 別表７注１１  算定通知 第２の８（１４）  生活行為向上リハビリテーション実施加算  算定基準 別表７注１１  算定通知 第２の８（１４） | １　生活行為（個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為）の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して６月以内の期限に限り、１月につき１，２５０単位を加算しているか。 |  |  |  |
| ２　生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されているか。 |  |  |  |
| ３　生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| ４　計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前１月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告しているか。 |  |  |  |
| ５　通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(A)イ又はロ若しくは(B)イ又はロのいずれかを算定しているか。 |  |  |  |
| ６　事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に１回以上実施しているか。 |  |  |  |
| ７　リハビリテーション会議において、訓練の進捗状況やその評価（当該評価の結果、訓練内容に変更が必要な場合は、その理由も含む。）等について、医師が利用者、その家族、構成員に説明しているか。 |  |  |  |
| ８　生活行為向上リハビリテーション実施計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達しているか。(なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意すること。) |  |  |  |
| ９　短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していないか。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議により合意した場合を除き、この加算は算定しない。 |  |  |  |
| 若年性認知症利用者受入加算  算定基準 別表７注１2  算定通知 第２の８（１5） | １　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき６０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っているか。 |  |  |  |
| 栄養アセスメント加算  算定基準 別表７注１３  算定通知 第２の８（１６） | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、栄養アセスメント加算として、１月につき50単位を所定単位数に加算しているか。  　① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置している。  　② 利用者ごとに医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している。  　③　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 |  |  |  |
| 栄養改善加算  算定基準 別表７注１４  算定通知 第２の８（１７） | １　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき２００単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については引き続き算定することができるとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ３　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しているか。 |  |  |  |
| ４　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ５　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録しているか。 |  |  |  |
| ６　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価しているか。 |  |  |  |
| ７　利用者は、算定通知第２の８（17）（「指定通所介護」算定通知第２の７（16）③）に該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者であるか。 |  |  |  |
| ８　栄養改善サービスの提供は、算定通知第２の８（17）（「指定通所介護」算定通知第２の７（16）④）に掲げる手順を経てなされているか。 |  |  |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算  算定基準 別表７注１５  算定通知 第２の８（１８） | 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の算定について | | | |
| 次に掲げる基準のいずれにも適合する場合、１回につき２０単位を所定単位数に加算しているか。  　① 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  　② 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  　③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  　④ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。  (1) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養  改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する  月であること。  (2) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間であ  る又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）の算定について | | | |
| 次に掲げる基準（①、②）のいずれかに適合する場合、１回につき５単位を所定単位数に加算しているか。  　① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 上記口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の①及び③の基準に適合すること。  (2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加  算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが  終了した日の属する月であること。  (3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。  　② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 上記口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の②及び③の基準に適合すること。  (2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養  改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが完了  した日の属する月ではないこと。  (3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定の共通事項について | | | |
| １　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合、もう一方の加算を算定していないか。また、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合に、算定していないか。 |  |  |  |
| ２　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意しているか。 |  |  |  |
| ３　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ算定通知第２の８（18）（「指定通所介護」算定通知第２の７（17）③イ及びロ）に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供しているか。 |  |  |  |
| ４　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施しているか。 |  |  |  |
| 口腔機能向上加算  算定基準 別表７注１５  算定通知 第２の８（１9） | 口腔機能向上加算（Ⅰ）の算定について | | | |
| 口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 口腔機能向上加算（Ⅱ）の算定について | | | |
| １　口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき1６0単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。 |  |  |  |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定の共通事項について | | | |
| １　口腔機能向上サービスの開始からおおむね3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができるとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ２　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置しているか。 |  |  |  |
| ３　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ４　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録しているか。 |  |  |  |
| ５　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価しているか。 |  |  |  |
| ６　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。 |  |  |  |
| ７　口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意しているか。 |  |  |  |
| ８　利用者は、算定通知第２の８（19）（「指定通所介護」算定通知第２の７（18）③）に該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか。 |  |  |  |
| ９　必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じているか。 |  |  |  |
| 10　歯科医療を受診している場合であって、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該加算は算定できないとされているが、遵守しているか。  　①　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合  　②　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。 |  |  |  |
| 11　口腔機能向上サービスの提供は、算定通知第２の８（19）（「指定通所介護」算定通知第２の７（18）⑤）に掲げる手順を経てなされているか。 |  |  |  |
| サービス種類相互間での算定関係  算定基準 別表７注１７ | １　利用者が以下のサービスを受けている間は、通所リハビリテーション費を算定できないとされているが、遵守しているか。  ① 短期入所生活介護  ② 短期入所療養介護  ③ 特定施設入居者生活介護  ④ 小規模多機能型居宅介護  ⑤ 認知症対応型共同生活介護  ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護  ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  ⑧ 複合型サービス |  |  |  |
| ２　施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設、経過的介護療養型医療施設若しくは介護医療　　院の試行的退所を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 重度療養管理加算  算定基準 別表７注１８  算定通知 第２の８（２０） | １　別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者（要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者に限る。）に対して、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合に、重度療養管理加算として１日につき100単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　医学的管理の内容等を診療録に記録しているか。 |  |  |  |
| ３　請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載しているか。 |  |  |  |
| 中重度者ケア体制加算  算定基準 別表７注１９  算定通知 第２の８（2１） | １　中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、リハビリテーションを行った場合は、１日につき２０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　指定通所リハビリテーション事業所の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で１以上確保しているか。 |  |  |  |
| ３　前年度又は算定日が属する月の前３月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の30以上であるか。 |  |  |  |
| ４　指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を１名以上配置しているか。 |  |  |  |
| 科学的介護推進体制加算  算定基準 別表７注２０  算定通知 第２の８（２２） | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、１月につき４０単位を所定単位数に加算しているか。  ① 利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。  ② 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 |  |  |  |
| 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い  算定基準 別表７注２１  算定通知 第２の８（２３） | 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から指定通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、１日につき94単位を所定単位数から減算しているか。 |  |  |  |
| 事業所が送迎を行わない場合  算定基準 別表７注2２  算定通知 第２の８（２４） | 利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算しているか。 |  |  |  |
| 移行支援加算  算定基準 別表７ニ注  算定通知 第２の８（２７） | １　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の１月から１２月までの期間）の末日が属する年度の次の年度内に限り、１日につき１２単位を加算しているか。 |  |  |  |
| ２　評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者（生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。）のうち、指定通所介護等（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを除く。）を実施した者の占める割合が100分の3を超えているか。 |  |  |  |
| ３　評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録しているか。 |  |  |  |
| ４　12を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の27以上であるか。 |  |  |  |
| ５　通所リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供しているか。 |  |  |  |
| サービス提供体制強化加算  算定基準 別表７ホ注  算定通知 第２の８（２８） | １　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)に係る算定において、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であるか、または、介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の割合が100分の25以上である場合に、１回につき２２単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)に係る算定において、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に、１回につき１８単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ３　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)に係る算定において、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であるか、または、指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合に、１回につき６単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の算定の共通事項について | | | |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。 |  |  |  |
| 介護職員処遇改善加算  算定基準 別表７ヘ注  算定通知 第２の８（２９） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合に、所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算  算定基準 別表７ト注  算定通知 第２の８（３０） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合に、所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 介護職員等特ベースアップ等支援加算  算定基準 別表７チ注  算定通知 第２の８（３１） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合に、所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |

**２　指定介護予防通所リハビリテーション**

| 項　　　目  （根拠法令等） | 確　　認　　事　　項 | はい | いいえ | 該当  　なし |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **基本方針** | | | | |
| 基本方針  予防条例第１１６条 | 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであるか。 |  |  |  |
| **人員に関する基準** | | | | |
| ＊　指定通所リハビリテーション事業の指定を併せて受け、かつ同一の事業所において一体的に運用されている場合は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の基準についても満たすものとみなす。 | | | | |
| 従業者の配置の基準  予防条例第１１７条  予防規則第２４条  条例施行要領第四の一  従業者の配置の基準  予防条例第１１７条  予防規則第２４条  条例施行要領第四の一 | 共　通　事　項 | | | |
| １　単位を設定する際、同時に、一体的に提供される指定介護予防通所リハビリテーションを１単位としているか。 |  |  |  |
| ２　次のような場合は、２単位としているか。  ① 指定介護予防通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合  ② 午前と午後とで別の利用者に対して指定介護予防通所リハビリテーションを提供する場合 |  |  |  |
| ３　従事者１人が１日に行うことのできる指定介護予防通所リハビリテーションは、２単位までとしているか。（ただし、１時間から２時間までのサービスについては０．５単位として扱う。） |  |  |  |
| ４　７時間以上８時間未満の指定介護予防通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置しているか。 |  |  |  |
| 指定介護予防通所リハビリテーションの事業者が病院の場合 | | | |
| １　医師について、専任の常勤医師が１人以上勤務しているか。 |  |  |  |
| ２　単位ごとにサービス提供時間帯を通じて、専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を、利用者の数が１０人以下の場合は１以上、利用者の数が１０人を超える場合は、利用者の数を１０で除した数以上置いているか。 |  |  |  |
| ３　上記２に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が１００又はその端数を増すごとに１以上置いているか。 |  |  |  |
| ４　上記３に掲げる人員のうち、所要時間１時間から２時間の指定通所リハビリテーションを行う場合、理学療法士等として計算できるのは定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師であるが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 指定介護予防通所リハビリテーションの事業所が診療所の場合 | | | |
| １　医師について、利用者数が同時に１０人を超える場合にあっては、専任の常勤医師が１人以上勤務しているか。 |  |  |  |
| ２　医師について、利用者数が同時に１０人以下の場合にあっては、以下の要件に適合しているか。  ① 専任の医師が１人勤務していること。  ② 利用者数は、専任の医師１人に対し１日４８人以内であること。 |  |  |  |
| ３　単位ごとにサービス提供時間帯を通じて、専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を、利用者の数が１０人以下の場合は１人以上、利用者の数が１０人を超える場合は、利用者の数を１０で除した数以上置いているか。 |  |  |  |
| ４　上記３に掲げる人員のうち専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに１年以上従事した経験を有する看護師を、常勤換算方法で０．１以上置いているか。 |  |  |  |
| ５　上記４に掲げる人員のうち、所要時間１時間から２時間のリハビリテーションを行う場合、理学療法士等として計算できるのは定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師であるが、遵守しているか。 |  |  |  |
| **設備に関する基準** | | | | |
| ＊　指定通所リハビリテーション事業の指定を併せて受け、かつ同一の事業所において一体的に運用されている場合は、指定介護予防通所リハビリテーション事業の基準についても満たすものとみなす。 | | | | |
| 設　備  予防条例第１１８条  予防規則第２５条  条例施行要領第四の一 | １　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に適した専用の部屋等であって、３平方メートルに利用定員を乗じた面積以上の面積を有しているか。 |  |  |  |
| ２　指定介護予防通所ハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えているか。 |  |  |  |
| ３　医療保険の脳血管リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っている保険医療機関において、１時間以上２時間未満の指定通所リハビリテーションを実施する際に必要なスペースは、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、３平方メートルに指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数（同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所リハビリテーションの利用者数との合計）を乗じた面積以上であるか。 |  |  |  |
| ４　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。 |  |  |  |
| **運営に関する基準** | | | | |
| 管理者等の責務  予防条例第１１９条  条例施行要領第四の一 | １　管理者は、必要な管理の代行をさせる場合、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任しているか。 |  |  |  |
| ２　管理者又は管理を代行する者は、従業者に「運営に関する基準」及び「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。 |  |  |  |
| 運営規程  予防条例第１２０条  条例施行要領第四の一  運営規程  予防条例第１２０条  条例施行要領第四の一 | 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 |  |  |  |
| ① 事業の目的及び運営の方針 |  |  |  |
| ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 |  |  |  |
| ③ 営業日及び営業時間 |  |  |  |
| ④ 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員 |  |  |  |
| ⑤ 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 |  |  |  |
| ⑥ 通常の事業の実施地域 |  |  |  |
| ⑦ 指定介護予防通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項 |  |  |  |
| ⑧ 非常災害対策 |  |  |  |
| ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |  |
| ⑩ その他運営に関する重要事項 |  |  |  |
| 勤務体制の確保等  予防条例第１２０条の２  条例施行要領第四の一 | １　利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションが提供することができるよう、各事業所において、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務の体制を定めているか。 |  |  |  |
| ２　各指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、当該事業所の従業者によって、指定介護予防通所リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| ３　従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。 |  |  |  |
| ４　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して認知所介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ５　セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| 業務継続計画の策定等  居宅条例第１２０条の２  （第５２条の２準用）  条例施行要領第四の一  （第三の一の３(7)を参照） | １　業務継続計画を策定しているか。 |  |  |  |
| ２　業務継続計画を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 |  |  |  |
| ３　業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更を行っているか。 |  |  |  |
| 内容及び手続の  説明及び同意  予防条例第１２３条  （第５２条の３準用）  予防規則第２６条（第８条準用）  条例施行要領第四の一 | １　指定介護予防通所リハビリテーションの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行っているか。 |  |  |  |
| ２　サービスの内容及び利用料金等について利用者又はその家族の同意を書面によって確認しているか。 |  |  |  |
| ３　重要事項説明書には利用者又はその家族の署名・捺印を受けているか。 |  |  |  |
| ４　重要事項説明には次の内容が記載されており、その内容はわかりやすいものとなっているか。 |  |  |  |
| ① 運営規程の概要 |  |  |  |
| ② 介護予防通所リハビリテーション従業者の勤務体制 |  |  |  |
| ③ 事故発生時の対応 |  |  |  |
| ④ 苦情処理の体制 |  |  |  |
| ⑤ その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項 |  |  |  |
| 提供拒否の禁止  予防条例第１２３条  （第５２条の４準用）  条例施行要領第四の一 | 正当な理由なく、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| サービス提供困難時の対応  予防条例第１２３条  （第５２条の５準用）  条例施行要領第四の一 | 自ら必要な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定介護予防通所リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。 |  |  |  |
| 受給資格等の確認  予防条例第１２３条  （第５２条の６準用）  条例施行要領第四の一 | １　利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しているか。 |  |  |  |
| ２　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、指定介護予防通所リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| 要支援認定等の申請に係る援助  予防条例第１２３条  （第５２条の７準用）  条例施行要領第四の一 | １　利用申込者が要支援認定を受けていないことを確認した場合には、要支援認定の申請が既に行われているか確認しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者が要支援認定を申請していない場合は必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| ３　要支援認定の更新の申請が、遅くとも要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 心身の状況、病歴等の把握  予防条例第１２３条  （第５２条の８準用） | 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 |  |  |  |
| 介護予防支援事業者等との連携  予防条例第１２３条  （第６９条準用） | １　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  |
| ２　指定介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 |  |  |  |
| 介護予防サービス費の受給の援助  予防条例第１２３条  （第５２条の１０準用）  条例施行要領第四の一 | 指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際しては、介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、介護予防サービス費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の受給のための必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供  予防条例第１２３条  （第５２条の１１準用） | 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| 介護予防サービス計画等の変更の援助  予防条例第１２３条  （第５２条の１２準用）  条例施行要領第四の一 | 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他必要な援助を行っているか。 |  |  |  |
| サービスの提供の記録  予防条例第１２３条  （第５２条の１４準用）  条例施行要領第四の一 | １　指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供日、具体的な内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等に記載しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。 |  |  |  |
| 利用料等の受領  及び領収証の交付  利用料等の受領  及び領収証の交付  予防条例第１２０条の３  予防規則第２５条の２  条例施行要領第四の一  条例施行要領第四の二の２  介護保険法第５３条第７項  （第４１条第８項準用）  介護保険法施行規則第８５条  （第６５条準用） | １　利用者から利用料の一部として、介護予防サービス費用基準額から事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除した額の支払いを受けているか。 |  |  |  |
| ２　法定代理受領サービスに該当する場合とそれ以外との場合で利用料に不合理な差額を生じさせてはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ３　利用料の他に、次の費用の額の支払を受けているか。 |  |  |  |
| ① 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用 |  |  |  |
| ② 食事の提供に要する費用 |  |  |  |
| ③ おむつ代 |  |  |  |
| ④ ①から③以外で、介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの |  |  |  |
| ４　上記３の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。 |  |  |  |
| ５　利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 |  |  |  |
| ６　領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 |  |  |  |
| 保険給付の申請に必要となる証明書の交付  予防条例第１２３条  （第５３条の２準用）  条例施行要領第四の一 | 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、サービス提供証明書の交付を行っているか。 |  |  |  |
| 利用者に関する区市町村への通知  予防条例第１２３条  （第５３条の３準用）  条例施行要領第四の一 | 利用者が正当な理由なく、指定介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に報告しているか。 |  |  |  |
| 緊急時等の対応  予防条例第１２０条の４  条例施行要領第四の一 | 指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| 定員の遵守  予防条例第１２０条の５ | 利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 非常災害対策  予防条例第１２１条の２  条例施行要領第四の一 | １　非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知しているか。 |  |  |  |
| ２　定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 |  |  |  |
| ３　訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。 |  |  |  |
| 衛生管理等  予防条例第１２１条  予防規則第２５条の３  条例施行要領第四の一 | １　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 |  |  |  |
| ２　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会をおおむね６月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知しているか。 |  |  |  |
| ３　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定めているか。 |  |  |  |
| ４　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を行っているか。 |  |  |  |
| 掲　示  予防条例第１２３条  （第５４条の３準用） | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防通所リハビリテーション従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は事業所に備え付けることにより、自由に閲覧できるようにしているか。 |  |  |  |
| 秘密保持等  予防条例第１２３条  （第５４条の４準用）  条例施行要領第四の一 | １　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ２　従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 |  |  |  |
| 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止  予防条例第１２３条  （第５４条の６準用）  条例施行要領第四の一 | 介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 苦情処理  予防条例第１２３条  （第５４条の７準用）  条例施行要領第四の一 | １　利用者及びその家族からの指定介護予防通所リハビリテーションに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。  　　苦情受付担当（責任）者、職・氏名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ２　上記１の苦情を受け付けた場合、当該苦情の受付日、苦情内容等について記録をしているか。 |  |  |  |
| ３　令和３年度において、苦情があった場合、どのような内容であったか。（具体的に記入してください。） | | | |
| ４　前記の苦情に対してどのように対応したのか。（具体的に記入してください。） | | | |
| ５　利用者からの苦情に関して、区市町村及び国保連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。 |  |  |  |
| 地域との連携等  地域との連携等  予防条例第１２３条  （第５４条の８準用）  条例施行要領第四の一 | １　事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 |  |  |  |
| ２　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行うよう努めているか。 |  |  |  |
| 事故発生時の対応  予防条例第１２３条  （第５４条の９準用）  条例施行要領第四の一 | １　指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ２　事故が発生した場合の対応方法を定め、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 |  |  |  |
| ３　指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 |  |  |  |
| ４　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。 |  |  |  |
| 虐待の防止  居宅条例第１２３条  （第５４条の９第２項準用）  予防規則第２６条  （第９条の３準用）  条例施行要領第四の一 | １　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知しているか。 |  |  |  |
| ２　虐待の防止のための指針を定めているか。 |  |  |  |
| ３　従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施しているか。 |  |  |  |
| ４　上記１から３までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 |  |  |  |
| 会計の区分  予防条例第１２３条  （第５４条の１０準用）  条例施行要領第四の一 | 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 |  |  |  |
| 記録の整備  予防条例第１２２条  条例施行要領第四の一 | １　従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 |  |  |  |
| ２　以下の記録を整備し、利用者の契約終了の日から２年間保存しているか。 |  |  |  |
| ① 介護予防通所リハビリテーション計画 |  |  |  |
| ② サービスの具体的な内容等の記録 |  |  |  |
| ③ 区市町村への通知に係る記録 |  |  |  |
| ④ 苦情の内容等の記録 |  |  |  |
| ⑤ 事故の状況及び処置についての記録 |  |  |  |
| 変更の届出等  介護保険法第１１５条の５  介護保険法施行規則第１４０条の２２ | １　指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、１０日以内にその旨を届け出ているか。 |  |  |  |
| ２　下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 |  |  |  |
| ① 事業所の名称及び所在地 |  |  |  |
| ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日及び住所 |  |  |  |
| ③ 申請者の登記簿の謄本又は条例等 |  |  |  |
| ④ 事業所の種別（病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別） |  |  |  |
| ⑤ 事業所の平面図及び設備の概要 |  |  |  |
| ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 |  |  |  |
| ⑦ 運営規定 |  |  |  |
| **介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準** | | | | |
| 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針  予防条例第１２４条  条例施行要領第四の三の５(１) | １　指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。 |  |  |  |
| ２　提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図っているか。 |  |  |  |
| ３　単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているか。 |  |  |  |
| ４　利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防通所リハビリテーションの提供に努めているか。 |  |  |  |
| ５　利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めているか。 |  |  |  |
| 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針  予防条例第１２５条  条例施行要領第四の三の５(２)  指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針  予防条例第１２５条  条例施行要領第四の三の５(２) | １　主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じること等の方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握しているか。 |  |  |  |
| ２　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者は、診療又は運動機能若しくは作業能力に係る検査等を基に、共同して、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ３　介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しているか。 |  |  |  |
| ４　介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 |  |  |  |
| ５　介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、利用者に交付しているか。 |  |  |  |
| ６　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、予防条例第86条第1項第２号から第４号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、予防条例第125条第1項第２号から第４号に規定する基準を満たしているものとみなすことができると定められているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ７　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 |  |  |  |
| ８　利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行っているか。 |  |  |  |
| ９　介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているか。 |  |  |  |
| 10　計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの提供を開始した時から、少なくとも１月に１回、利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しているか。 |  |  |  |
| 11　計画に記載した指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。 |  |  |  |
| 12　モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。 |  |  |  |
| 13　モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行っているか。 |  |  |  |
| 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって留意すべき事項  予防条例第１２６条 | １　介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。 |  |  |  |
| ２　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しているか。 |  |  |  |
| ３　利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険を生じさせるような強い負荷を伴う指定介護予防通所リハビリテーションの提供は行わないようにするとともに、次項に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により、利用者の安全面に最大限配慮しているか。 |  |  |  |
| 安全管理体制等の確保  予防条例第１２７条 | １　指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、事業所における従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。 |  |  |  |
| ２　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めているか。 |  |  |  |
| ３　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認し、利用者に過度な負担とならないよう努めているか。 |  |  |  |
| ４　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 |  |  |  |
| **介護給付費の算定** | | | | |
| 費用額の算定  算定基準一・二 | １　算定基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」の所定単位数に地域区分による１単位の単価を乗じて算定されているか。 |  |  |  |
| ２　地域区分は適切であるか。  （１級地：11.10、２級地：10.88、３級地：10.83、４級地：10.66、５級地：10.55、６級地：10.33、７級地：10.17、その他：10.00） |  |  |  |
| 端数処理  算定基準三 | 上記の費用の額に１円未満の端数があるときは、端数を切り捨てているか。 |  |  |  |
| 介護予防通所リハビリテーション費  算定基準 別表５注１・注８  告示第27号　１６  算定通知 第２の６（１）（３）  （１５） | １　指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。  要支援１　　　　　　　　　　　　２，０５３単位／月  要支援２　　　　　　　　　　　　３，９９９単位／月 |  |  |  |
| ２　当該事業所の医師によりＰＴ、ＯＴ又はＳＴに対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加え、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうち、いずれか１以上の指示を行っているか。 |  |  |  |
| ３　前項において、指示を行った医師または指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指示に基づき行った内容を明確に記録しているか。 |  |  |  |
| ４　リハビリテーション計画の進捗情報を定期的に評価し、必要に応じて見直しているか。初回の評価は、リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始から概ね２週間以内に、その後は概ね３月ごとに行っているか。 |  |  |  |
| ５　当該事業所の医師が、利用者に対して3月以上の継続利用について必要と判断する場合には、計画書に継続利用が必要な理由、具体的な終了の目安となる時期、その他指定介護予防サービス等の併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行っているか。 |  |  |  |
| ６　新規にリハビリテーション計画を作成した利用者に対して、事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画に従いリハビリテーションを開始した日から１月以内に、利用者宅を訪問し診療、運動機能検査、作業能力検査を行うよう努めているか。 |  |  |  |
| ７　介護支援専門員を通じて、指定介護予防サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達しているか。 |  |  |  |
| ８　利用者の数が運営規程に定められている利用定員を超えた場合、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数の１００分の７０を算定するとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| ９　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数について、人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数の１００分の７０を算定するとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| １０　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数について、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算するとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| １１　利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して１２月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算しているか。  要支援１　　　　　　　　　　　　　　２０単位／月  要支援２　　　　　　　　　　　　　　４０単位／月 |  |  |  |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算  算定基準 別表５注３  算定通知 第２の６（２）  生活行為向上リハビリテーション実施加算  算定基準 別表５注３  算定通知 第２の６（２） | １　事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、リハビリステーション実施計画に基づく利用を開始した日６月以内の期間に限り、１月につき５６２単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置しているか。 |  |  |  |
| ３　生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供しているか。 |  |  |  |
| ４　当該計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日前１月以内にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告しているか。 |  |  |  |
| ５　事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に１回以上実施しているか。 |  |  |  |
| ６　生活行為向上リハビリテーション実施計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達しているか。(なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意すること。) |  |  |  |
| 若年性認知症利用者受入加算  算定基準 別表５イ注４  算定通知 第２の６（１５） | １　若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、１月につき２４０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っているか。 |  |  |  |
| サービス種類相互間の算定関係  算定基準 別表５イ注５・注６  算定通知 第２の１（２）（３） | １　利用者が以下のサービスを受けている間は、介護予防通所リハビリテーション費を算定できないとされているが、遵守しているか。  ① 介護予防短期入所生活介護  ② 介護予防短期入所療養介護  ③ 介護予防特定施設入居者生活介護  ④ 介護予防小規模多機能型居宅介護  ⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護 |  |  |  |
| ２　利用者が他の指定介護予防通所リハビリテーション事業所においてサービスを受けている間は、介護予防通所リハビリテーション費は算定できないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い  算定基準 別表５イ注７  算定通知 第２の６（4） | 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から指定介護予防通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、１月につき次の単位を所定単位数から減算するとされているが、遵守しているか。  要支援１　　　　　376単位  要支援２　　　　　752単位 |  |  |  |
| 運動器機能向上加算  算定基準 別表５　ロ注  算定通知 第２の６（５） | １　利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、１月につき所定単位数を加算しているか。（２２５単位／月） |  |  |  |
| ２　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を１名以上配置しているか。 |  |  |  |
| ３　利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ４　利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士等若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録しているか。 |  |  |  |
| ５　利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価しているか。 |  |  |  |
| ６　運動器機能向上サービスについては、算定通知第２の６（５）③に掲げるとおり、実施しているか。 |  |  |  |
| ７　利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね３月程度で達成可能な目標（長期目標）及び長期目標を達成するためのおおむね１月程度で達成可能な目標（短期目標）を設定しているか。 |  |  |  |
| ８　利用者の短期目標に応じて、おおむね１月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行っているか。 |  |  |  |
| ９　運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告しているか。 |  |  |  |
| 栄養アセスメント加算  算定基準 別表５　ハ注  算定通知 第２の６（６） | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、栄養アセスメント加算として、１月につき50単位を所定単位数に加算しているか。  　① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置している。  　② 利用者ごとに医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している。  　③　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 |  |  |  |
| 栄養改善加算  算定基準 別表５　ニ注  算定通知 第２の６（７） | １　低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（「以下「栄養改善サービス」という。」を行った場合は、１月につき２００単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しているか。 |  |  |  |
| ３　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ４　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録しているか。 |  |  |  |
| ５　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価しているか。 |  |  |  |
| ６　利用者は、算定通知第２の６（７）（「指定通所介護」算定通知第２の７（１６）③）に該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者であるか。 |  |  |  |
| ７　栄養改善サービスの提供は、算定通知第２の６（７）（「指定通所介護」算定通知第２の７（１６）④）に掲げる手順を経てなされているか。 |  |  |  |
| ８　栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意しているか。 |  |  |  |
| ９　栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを概ね３月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告しているか。 |  |  |  |
| 1０　栄養状態に係る課題が解決され栄養改善サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了しているか。 |  |  |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算  算定基準 別表５　ホ注  算定通知 第２の６（８）  口腔・栄養スクリーニング加算  算定基準 別表５　ホ注  算定通知 第２の６（８） | 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の算定について | | | |
| 次に掲げる基準のいずれにも適合する場合、１回につき２０単位を所定単位数に加算しているか。  　① 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  　② 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  　③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。  　④ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。  (1) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的  サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当  該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。  (2) 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口  腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日  の属する月であること。 |  |  |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）の算定について | | | |
| 次に掲げる基準（①、②）のいずれかに適合する場合、１回につき５単位を所定単位数に加算しているか。  　① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 上記口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の①及び③の基準に適合すること。  (2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善  加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。  (3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。  　② 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 上記口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）の②及び③の基準に適合すること。  (2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄  養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受け  ている間又は当該栄養改善サービスが完了した日の属する月ではないこと。  (3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |  |  |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定の共通事項について | | | |
| １　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合、もう一方の加算を算定していないか。また、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合に、算定していないか。 |  |  |  |
| ２　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意しているか。 |  |  |  |
| ３　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ算定通知第２の６（８）③イ及びロに掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供しているか。 |  |  |  |
| ４　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施しているか。 |  |  |  |
| 口腔機能向上加算  算定基準一別表５ヘ注  算定通知 第２の６（９）  口腔機能向上加算  算定基準一別表５ヘ注  算定通知 第２の６（９） | 口腔機能向上加算（Ⅰ）の算定について | | | |
| 口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に、１月につき１５０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 口腔機能向上加算（Ⅱ）の算定について | | | |
| １　口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に、１月につき１６０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。 |  |  |  |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定の共通事項について | | | |
| １　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置しているか。 |  |  |  |
| ２　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成しているか。 |  |  |  |
| ３　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録しているか。 |  |  |  |
| ４　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価しているか。 |  |  |  |
| ５　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。 |  |  |  |
| ６　口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意しているか。 |  |  |  |
| ７　利用者は、算定通知第２の６（９）（「指定通所介護」算定通知第２の７（18）③）に該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか。 |  |  |  |
| ８　必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じているか。 |  |  |  |
| ９　歯科医療を受診している場合であって、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該加算は算定できないとされているが、遵守しているか。  ① 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合  ② 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であ  って、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。 |  |  |  |
| 10　口腔機能向上サービスの提供は、算定通知第２の６（９）（「指定通所介護」算定通知第２の７（18）⑤）に掲げる手順を経てなされているか。 |  |  |  |
| 11　口腔機能向上サービスを提供する目的は、サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意しているか。 |  |  |  |
| 12　口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスを概ね３月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告しているか。 |  |  |  |
| 13　口腔機能向上に係る課題が解決されサービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了しているか。 |  |  |  |
| 選択的サービス複数実施加算  算定基準 別表５ト注  算定通知 第２の６（１０） | １　選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)について、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、２種類のサービスを実施した場合に、１月につき４８０単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| ２　選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)について、選択的サービスのうち３種類のサービスを実施した場合に、１月につき７００単位を所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定の共通事項について | | | |
| １　利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っているか。 |  |  |  |
| ２　利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを１月につき２回以上行っているか。 |  |  |  |
| ３　いずれかの選択的サービスを週１回以上実施しているか。 |  |  |  |
| ４　各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討しているか。 |  |  |  |
| 事業所評価加算  算定基準 別表５チ注  算定通知 第２の６（１１） | １　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき所定単位数を加算しているか。（１２０単位／月） |  |  |  |
| ２　生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定できないとされているが、遵守しているか。 |  |  |  |
| 科学的介護推進体制加算  算定基準 別表５リ注  算定通知 第２の６（１２） | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、１月につき４０単位を所定単位数に加算しているか。  ① 利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。  ② 必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、①に規定する情報その他指定介護予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供していること。 |  |  |  |
| サービス提供体制強化加算  算定基準 別表５ヌ注  算定通知 第２の６（１２） | １　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)に係る算定において、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であるか、または、介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の割合が100分の25以上である場合に、所定単位数に加算しているか。  　　　　　要支援１　　　　　　　　　　　　　８８単位／月  　　　　　要支援２　　　　　　　　　　　　１７６単位／月 |  |  |  |
| ２　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)に係る算定において、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に、所定単位数に加算しているか。  　　　　　要支援１　　　　　　　　　　　　　７２単位／月  　　　　　要支援２　　　　　　　　　　　　１４４単位／月 |  |  |  |
| ３　介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であるか、または、指定介護予防通所リハビリテーションを利用者に直接提供する諸職員のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合、所定単位数に加算しているか。  　　　　　要支援１　　　　　　　　　　　　　２４単位／月  　　　　　要支援２　　　　　　　　　　　　　４８単位／月 |  |  |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の算定の共通事項について | | | |
| 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。 |  |  |  |
| 介護職員処遇改善加算  算定基準 別表５ル注  算定通知 第２の６（１３） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 介護職員等特別処遇改善加算  算定基準 別表５ヲ注  算定通知 第２の６（１４） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |
| 介護職員等特ベースアップ等支援加算  算定基準 別表５ワ注  算定通知 第２の6（１５） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合に、所定単位数に加算しているか。 |  |  |  |